

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月12日

【会社名】 三井住友信託銀行株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 常 陰 均

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【電話番号】 03(3286)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部文書チーム長 井 茂 尊 博

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【電話番号】 03(3286)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部文書チーム長 井 茂 尊 博

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

1【提出理由】

当社は、平成26年6月12日開催の取締役会において、当社がタイに現地法人（銀行）を設立することを決議致しました。

当該現地法人は、平成27年度中の開業までに当社の特定子会社となりますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	Sumitomo Mitsui Trust Bank(Thai) Public Company Limited 日本語表記： 泰国三井住友信託銀行
住所	タイ王国 バンコク市内
代表者の氏名	井上 学（予定）
資本金の額	200億パーツ（約630億円、1パーツ=3.15円で換算） （設立当初は30万パーツ。開業時までに200億パーツに増資予定）
事業の内容	設立時（平成26年7月を予定）： 銀行業務の開始に向けた準備 開業時（平成27年度中を予定）： 銀行業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前

異動後 285個（設立時）

総株主等の議決権に対する割合

異動前

異動後 95%（設立時）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、タイに現地法人（銀行）を設立し、当該現地法人の発行する株式の95%以上を保有していく予定であり、これにより、同社が開業するまでに同社の資本金の額が当社の資本金の額の百分の十以上に相当し、同社は当社の特定子会社に該当することになるため。

異動の年月日

平成26年7月7日(予定)